

銚子市人事行政の運営等の状況の公表

市民の皆さんに市の人事行政の運営等を理解していただくため、平成17年3月に制定した「銚子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成26年度における市の職員の任免、給与、勤務時間やサービスなどの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（平成26年度）

職 種	採用者数（人）			退職者数（人）			備 考
	競 争 試 験	選 考	合 計	定 年 定 以	年 外	合 計	
一般行政職	4	0	4	6	10	16	県との人事交流を含む
保 育 職	0	0	0	3	2	5	
技能労務職	0	0	0	6	2	8	
指導主事	0	2	2	0	3	3	県教育委員会との異動を含む
消 防 職	6	0	6	3	0	3	
教 育 職	0	11	11	1	10	11	県立高校などとの異動を含む
企 業 職	0	0	0	1	1	2	
合 計	10	13	23	20	28	48	
再任用職員		5	5		6	6	任期の更新を含まず
任期付職員	2	0	2		3	3	

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年の4月1日現在）

（各年4月1日現在）

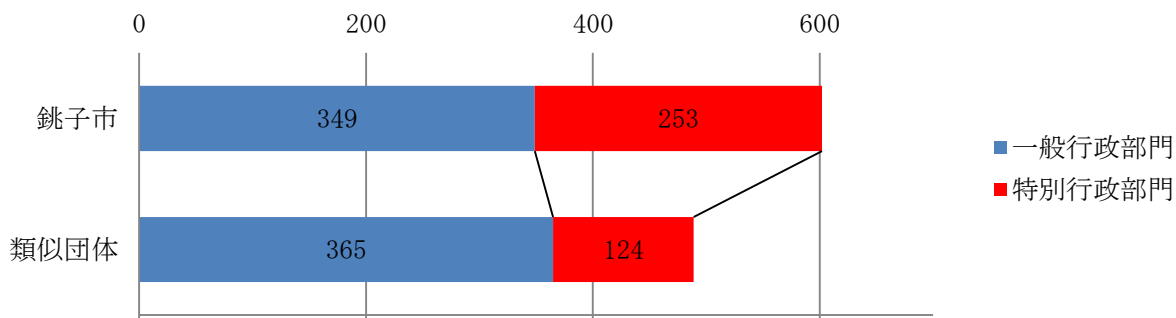
部 門		職 員 数（人）		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
	総 務	106	109	▲ 3	給与厚生事務の見直しなど
	税 務	25	25	0	
	民 生	94	99	▲ 5	保育業務の見直しなど
	衛 生	45	50	▲ 5	保健対策推進事業の見直しなど
	労 働	2	2	0	
	農 林 水 産	24	24	0	
	商 工	7	8	▲ 1	観光業務の見直し
	土 木	40	40	0	
	小 計	349	363	▲ 14	
特 別 行 政 部 門	教 育	143	148	▲ 5	社会教育事務の見直しなど
	消 防	110	110	0	
	小 計	253	258	▲ 5	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	1	1	0	
	水 道	37	38	▲ 1	工事事業者指導監督業務の見直し
	下 水 道	10	9	1	下水道管理業務の充実
	そ の 他	31	33	▲ 2	介護保険認定審査事務の見直しなど
	小 計	79	81	▲ 2	
合 計		681 [1,041]	702 [1,041]	▲ 21 [—]	

（注） []内の数値は、銚子市職員の定数です。

(3) 類似団体との比較（平成26年4月1日現在）

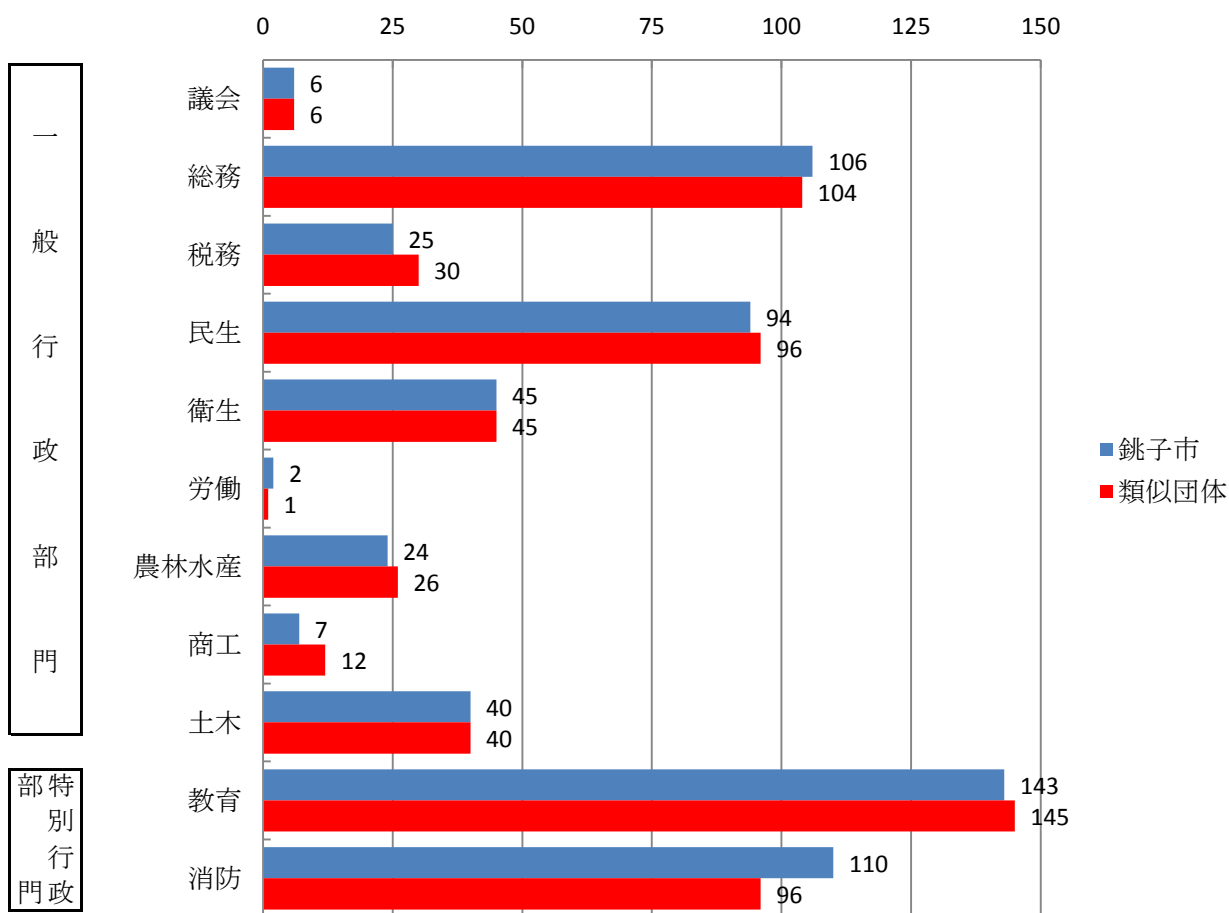
① 部門別職員数（単純値により算出した職員数との比較）

（単位：人）



② 部門別職員数（修正値により算出した職員数との比較）

（単位：人）



(注) 1 このグラフは、本市の職員数の状況をより明確にするため、本市と人口及び産業構造が類似している全国の市（これを「類似団体」といい、本市と同じグループに属している類似団体の数は、本市を含め 198 団体あります。）の職員数と本市の職員数を比較したものです。

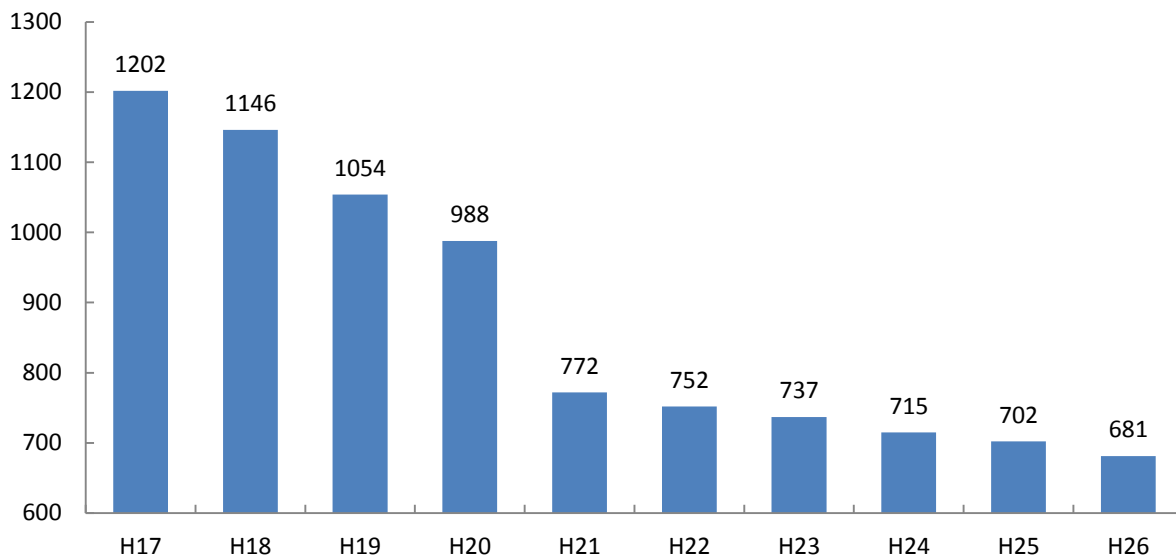
なお、実施している事業の内容やその規模等によって、職員数のばらつきが大きい公営企業等会計部門は、このグラフから除外してあります。

2 このグラフにおける「単純値」とは、本市と同じグループに属するすべての類似団体の職員数の平均値です。これに対し、「修正値」とは、清掃業務や消防業務など、一部事務組合等が類似団体に代わり実施している事務事業がある場合には、すべての類似団体の平均値である「単純値」で類似団体同士の職員数を比較することが適さないことから、事務事業の区分ごとに、従事する職員がいない類似団体を除外して算出した職員数の平均値です。

(4) 過去10年間の職員数の推移

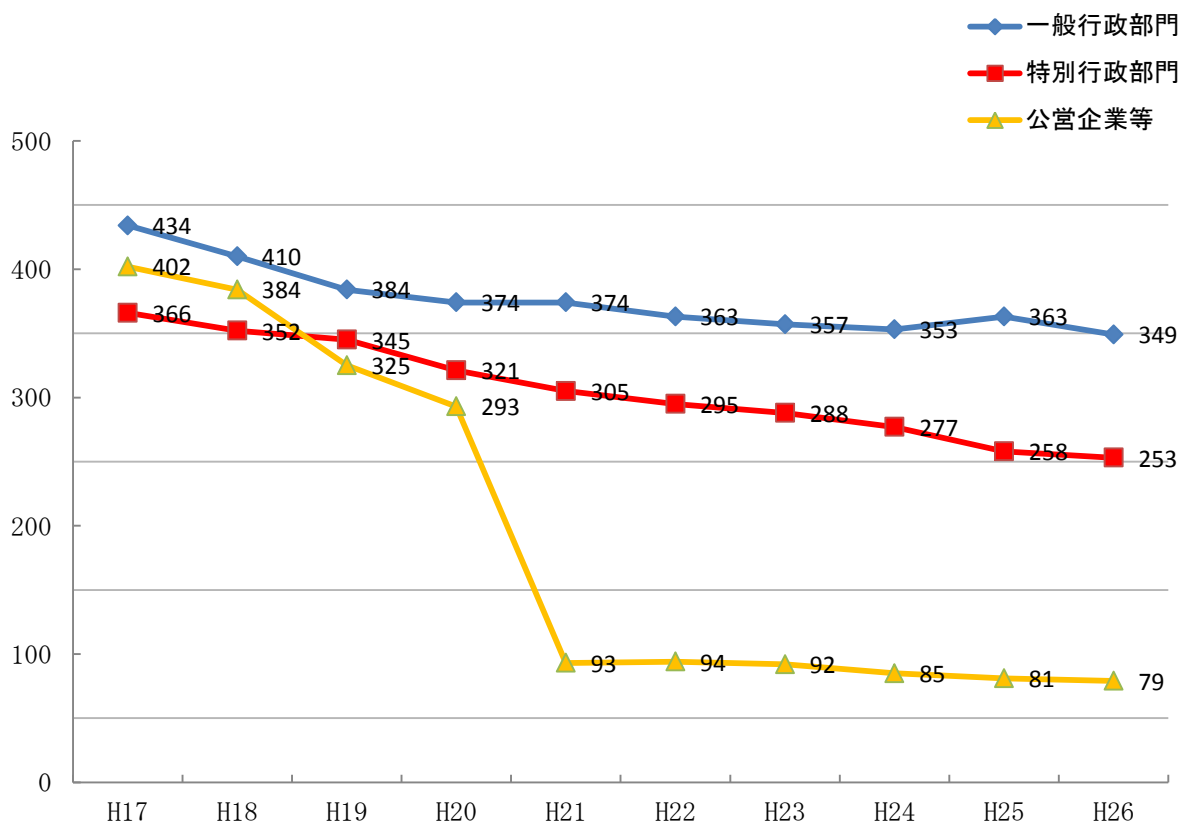
① 総職員数

(単位：人)



② 部門別職員数

(単位：人)



(5) 今後の取組み

銚子市定員適正化計画及び銚子市再生の緊急改革プランに基づき、本市の急激な人口減少を踏まえ、組織・事務事業等の見直し、アウトソーシングの推進を更に進め職員数の適正化を推進します。

2 職員の給与（決算）の状況

(1) 普通会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 620	千円 2,508,218	千円 371,052	千円 894,181	千円 3,773,451	千円 6,086
平成26年度	人 601	千円 2,482,963	千円 362,554	千円 910,639	千円 3,756,156	千円 6,250

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の4月1日現在の人数です。

(2) 水道事業会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 38	千円 150,960	千円 21,623	千円 54,616	千円 227,199	千円 5,979
平成26年度	人 36	千円 144,047	千円 19,197	千円 51,040	千円 214,284	千円 5,952

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。

(3) 病院事業会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
平成26年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。
3 平成25年度及び平成26年度は職員数が1人であるため、給与費の金額の記載はありません。

職員の給与の状況については、全国の市町村が同一の様式で公表を行っています。
今年度は平成28年3月頃に公表を予定しており、詳細はその際に公表することになります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1週間の勤務時間	始業		勤務時間の割振り	
		始業	終業	休憩時間	週休日
通常勤務職員	38時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00	日曜日及び土曜日

(注) 消防職員など交替制等勤務職員の勤務時間は、4週間を通じ1週間について平均38時間45分です。

(2) 休暇制度等について（平成26年4月1日現在）

給与	種別	内 容	
有	年次休暇	1年度につき20日間（新規採用職員は採用月に応じて）付与 平成26年度 平均取得日数 10.2日 消化率 26.0%	
	療養休暇	傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。公務又は通勤上の傷病に該当する場合はその療養に必要と認める期間、結核性疾患に該当する場合は1年、私傷病に該当する場合は90日を限度に与えることができる。	
	特別休暇	特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇	
		種 類	期 間 等
		災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	1週間を超えない範囲内で必要な期間
		災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要な期間
		災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要な期間
		裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要な期間
		公民としての権利を行使する場合	必要な期間
		あらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要な期間 （リフレッシュ休暇） 勤続20年、30年 それぞれ10日
		妊娠中の職員が保健指導等を受ける場合	妊娠23週までは4週に1回等必要な時間
		妊娠中の職員の通勤時に母体等の健康保持に影響がある場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要な時間
		妊娠中の職員が母体等の健康保持のため休息等をする場合	必要な時間
		女性職員が出産する場合	出産予定日以前8週間・出産の日後8週間
		生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日を超えない範囲内で必要な期間
		親族が死亡した場合	死亡した者と職員との関係により1～10日の期間内において必要な期間
		父母等を追悼する場合	慣習上最小限度必要な期間
		夏季における休暇	7日の範囲内の期間
		結婚する場合	5日を超えない範囲内で必要な期間
		配偶者が出産する場合	3日を超えない範囲内で必要な期間
男性育児参加		5日の範囲内の期間	
給	生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ45分又は1回90分の範囲内で必要な時間	
	中学校就学前の子の看護をする場合	5日の範囲内の期間	
	短期の介護をする休暇	5日の範囲内の期間	
	骨髄提供者となる場合	必要な期間	
	ボランティア活動に参加する場合	5日の範囲内の期間	
	無給	介護休暇	配偶者・父母・子等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
		組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するため必要と認められる場合の休暇
		育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業（部分休業を含む）

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（平成26年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	26	26
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第1項第5号			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
銚子市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条の 規定により失職しなかった者					0
合 計		0	0	26	26

(2) 懲戒処分の状況（平成26年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	1	0	1

5 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員法の規定による職務上の義務

- 法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為等の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成26年度）

許可件数	許 可 内 容
7件	銚子中心市街地活性化研究会 座談会の出席など

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成26年度）

① 任命権者が行う研修

区 分		研 修 内 容	実施回数	受講者数
一 般 研 修		新規採用職員研修 任期付短時間勤務職員研修 法制執務 勤務評定者（課長補佐職対象）	2回	45人
特 別 研 修	教 養 研 修	「e-ラーニングによる情報セキュリティ」研修 銚子市における個人情報保護制度について メンタルヘルス	3回	168人
	専 門 研 修	会計事務 旅費支給、契約及び会計事務	2回	136人
	そ の 他	市の財政 市の防災ほか	6回	303人
自 主 研 修		e-ラーニング講座 市職員として知っておきたい！ことを学習する会ほか	7回	246人
派 遣 研 修	自 治 研 修 セ ン タ ー	香取・東総地区研修会	1回	8人
	東 総 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	新任職員研修ほか 6 課程	8回	76人
	そ の 他	千葉県、陸前高田市、地域総合整備財団	3回	3人

② 各所属で実施した専門研修

区 分	実施回数	受講者数
研修会等派遣研修	340回	582人
職場内研修	82回	670人

(2) 勤務評定の概要（平成26年度）

評定の目的	職員の執務について統一的に勤務実績の評定を行って、人事上の公正な基礎資料とし、これを職員の能力育成の有効な指針とするとともに、能力に応じた適正な人員配置を行うことにより職員の勤労意欲の増進を促し、ひいては公務能率の向上を図ることを目的としています。
評定の方法	5段階絶対評価により年2回行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められています。

ここでいう「保健」とは、定期健康診断など職員の健康管理を、「元気回復」とは、いわゆるレクリエーションで運動会やサークル活動に対する補助等を、「その他厚生に関する事項」とは、職員互助会への補助等をいいます。職員互助会は、職員の互助組織であって、その運営は、職員の掛金と団体からの補助金で行われるのが一般的とされています。

(1) 健康管理などに関する状況（平成26年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者、衛生管理者等の選任及び安全衛生委員会の運営を行っています。

さらに、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、特殊健康診断、採用時健康診断及び予防接種を実施しているほか、長時間労働による健康障害防止のための対策を講じています。

【銚子市が実施している事業】

区 分	事業名	内 容	対 象 者
健 康 管 理 事 業	定 期 健 康 診 断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	全 員
	特 殊 健 康 診 断	尿検査、血液検査、便潜血反応検査等	該 当 者
	採 用 時 健 康 診 断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	該 当 者
	予 防 接 種	破傷風、B型肝炎	該 当 者
	そ の 他	メンタルヘルス相談・研修等	希 望 者

【千葉県市町村共済組合が実施している事業】

区 分	事業名	内 容	対 象 者
給 付 事 業	保 健 給 付	療養の給付等	該 当 者
	休 業 給 付	育児休業手当金等	該 当 者
	災 害 給 付	災害見舞金等	該 当 者
	附 加 給 付	家族療養費附加金等	該 当 者
保 健 事 業	生 活 習 慣 病 予 防 検 査	胃部X線検査、尿検査、血液検査等	40歳以上の職員
	特 定 健 康 診 査 及 び 特 定 保 健 指 導	特定健康診査：定期健康診断とともに実施	40歳以上の職員
		特定保健指導：メタボリックシンドロームの予防・解消対策として、個別の保健指導を実施	上記の職員のうち、保健指導が必要とされた者
	人 間 ド ッ ク	短期、脳、併用ドック	35歳以上の職員
	婦 人 科 検 診	子宮ガン検診	35歳以上の女子職員
	助 成 金 等	契約施設利用助成等	希 望 者
	そ の 他	メンタルヘルス相談等	希 望 者

(2) 職員互助会

① 千葉県市町村職員互助会（共同互助会）

千葉県内の全市町村が加入する互助会で、千葉県市町村職員共済組合と共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により、福祉増進の事業を行い、もって職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としており、具体的には、出産費助成金給付事業、長期療養者助成金給付事業、介護休暇助成金給付事業などを実施しています。事業内容からも千葉県市町村職員互助会は、千葉県市町村職員共済組合の補完事業を担うための組織といえます。なお、銚子市でも公立学校の教員などを除くほとんどの職員が会員となっています。

銚子市の加入職員数 571人（平成26年4月1日現在、特別職を含む。）

公費負担額 839,766円（平成26年度決算）

※ 給料月額 \times 4.5/1000ずつを職員と事業主である市が負担しています。

② 銚子市役所職員厚生組合（単独互助会）

市の職員（高等学校の教員を除く。）の互助組織として、銚子市役所職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施していますが、この組織は現在、市からの助成（公費支出）は無く、組合員（職員）の掛金だけで運営されています。

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数

（平成26年度）

区 分	認定件数
市長事務局	4件
消 防	0件
教 育 委 員 会	1件
水 道 事 業	0件
病 院 事 業	0件
計	5件

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

《制度の概要》

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会（注）に対して、地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

注 平成24年度から公平委員会の事務は千葉県市町村総合事務組合において共同処理しています。

※ 平成26年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分についての不服申立て」はありませんでした。